



自転車はルールを守って安全運転 //

自転車 五則 安全利用を守りましょう!

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
歩行者が歩道に歩いている場合は、歩道から歩行者を優先して通行します。歩道が狭い場合は、歩行者の通行を妨げないよう、歩道から歩行者を優先して通行します。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
信号が青で止まっている場合は、一時停止を厳守し、安全確認を怠りません。信号が赤で止まっている場合は、一時停止を厳守し、安全確認を怠りません。
- 3 夜間はライトを点灯**
夜間は、前照灯、後照灯、方向指示器を点灯し、安全運転を行います。夜間は、前照灯、後照灯、方向指示器を点灯し、安全運転を行います。
- 4 飲酒運転は禁止**
飲酒運転は、交通事故の原因となります。飲酒運転は、交通事故の原因となります。
- 5 ヘルメットを着用**
ヘルメットを着用することで、交通事故による怪我を軽減できます。ヘルメットを着用することで、交通事故による怪我を軽減できます。

絶対にやめましょう!「ながらスマホ」
自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の操作を続けることは、交通事故の原因となります。自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の操作を続けることは、交通事故の原因となります。

自転車のルールを守ろう!
警察庁・都道府県警察